

バラスト部分漲水に係る縦強度要件の適用指針に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用)

改正理由

バラストタンクを部分積付する場合については、タンク内の漲水レベルが航海中には正確に確認できない場合があること及び誤操作を考慮し、当該タンクを満載及び空とした状態についても船体縦強度を満足するよう規定している。さらに、航海中に水位を調節するバラストタンクがある場合について、バラストの漲水／排水作業前後の各ステップ（原則として、個々のバラストタンクの漲水／排水の開始前の状態及び完了後の状態とする。）を、中間状態として設計コンディションに加え、標準状態としてローディングマニュアルにも記載することを規定している。

これらの規定は IACS 統一規則 S11 に基づくものであるが、その目的は、航行中に発生し得る縦強度上厳しいと考えられる状態を、現実的な範囲で建造時の設計に反映させることにあり、ローディングマニュアルを簡略にしようとする場合、マニュアル中に記載されない事項を強度で担保することになる。

このため IACS では、上記中間状態の設定と縦強度検討の関係を明確にし、上記 S11 の統一的な適用を図るため、S11.2.1.3 の適用に関する内部指針を策定した。

今般、IACS 統一規則 S11.2.1.3 の適用に関する IACS 内部指針を参考に、バラスト部分漲水に係る縦強度要件の適用について指針を規定した。

改正内容

バラスト部分漲水に係る縦強度要件の適用についての指針を、鋼船規則検査要領附属書 C15.1.2 として加え、関連規定に同附属書を参照する旨を追記した。